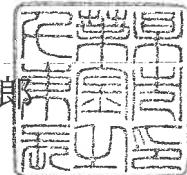




東企医第85号
九健福第1103号
令和2年12月10日

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター
理事長 増田政久様

東金市長 鹿間陸



九十九里町長 大矢吉



地方独立行政法人法第122条第1項に基づく業務運営に係る是正等の命令について

今般の東千葉メディカルセンターの運営に対する告発文の内容は到底看過できるものではなく、貴センターの適正な業務運営の確保、また公益性が害されることのないようにするため、さらには、市民・町民ひいて県民の皆さまからの信頼回復のため、告発文において指摘等がなされている内容の検証等を中心に、貴法人の設立団体として調査などを行ってきました。

また、設立団体として市民・町民、その代表である各議会へ、貴法人とともに報告し応えることで、事実の確認、妥当性・不当性の評価、必要な是正措置などを明らかにしてきました。

それらの評価においては、貴センターについては設立団体から住民の血税も投入しており、かつ、地域住民の命を預かる施設でもあり、その信頼性の確保が重要であることから、住民の目線や感覚といったものを意識しました。

現在、設立団体においては、住民代表への報告や説明はもとより、貴法人の認可権者である千葉県への報告や指導も仰ぎながら対応しております。

そのような過程において、東金市の状況についていえば、令和元年度決算審査特別委員会において病院事業特別会計決算については全会一致で不認定となり、令和2年第4回市議会定例議会の本会議においても決算の不認定といつ

た大変厳しい審判を受けております。

今後は令和3年度の当初予算、政策論議、また令和3年度は次期中期目標、中期計画の議決を控えており、本件に対する住民と住民代表の納得する是正等の結果や、健全な経営の目途を速やかに、確実なものとして認めていただく必要があります。

また、設立団体としては、貴センターの経営の厳しさに伴う資金収支の行き詰まりの再発の可能性も予見されるに至り、千葉県からの追加財政支援が措置された後も、県への三つの要望・提起をし、その具体化のアクションや、特に二次医療圏の各首長と直接意見交換をし、会議の場も持ち、広域連携、公的病院への支援等の在り方についての模索も進めていたところですが、これらのこととも水泡に帰すのではないかと強い危機感を持っています。

このように、貴法人だけが負うべき責と労苦といったことで済む事態は過ぎ、設立団体をはじめ、様々な機関や関係者、また進めている事業に、多くの責任と作業の労苦、否定的影響、失望、不信、住民への謝罪の念をもたらしているものであり、今回浮き彫りとなった多くの規律違反、妥当性を欠く状態に対しては、極めて遺憾というほか言葉はありません。

そういったことから、可及的速やかに、是正等の対応の結果や方針・方向性を示し、住民をはじめ全ての方面からの信頼を、一刻も早く回復する必要があります。

その責務は、貴法人にあることは言うまでもなく、設立団体、また住民代表である両議会にとっても大きな責務であります。

そこでまず、そのことを理解し、貴殿をはじめ貴法人職員一人ひとりにおいて自覚を持ち対応するよう求めます。

これまで、地方独立行政法人法の趣旨に則り、あくまでも適正性を前提としたなかでの、貴法人の自主性といったことに十分配慮をしてきましたが、同法に定められております設立団体の権限の行使により、報告や協議等を指示、要請しますので、法の規定に基づき、貴法人による確実な呼応を命じます。

については、設立団体として、正すものは正すべき、改善していくものは継続的に進めていくべきということで、各事項の明確な是正等をするよう、地方独立行政法人法第122条第1項による命令を発令します。

貴法人おいては、同法同条第2項の規定を遵守し、速やか、かつ確実な是正等の措置を講じるとともに、その内容について、また時間等を要する事案につ

いては、改善の措置計画を明確にしたうえで、令和3年1月15日までに確実な報告をするよう命じます。

なお、貴法人に対して行動要請する事項をはじめとした、具体的な命令内容については下記及び別紙のとおりとします。

記

1 採用担当職員による採用関係文書の改ざん事案への厳正な対応について

採用担当職員による採用関係文書の改ざんについては、貴法人による調査等においてもこの事実は確認されているところであり、そのなかで、関係職員の採用に係る給与額の決定には影響はなかったといった整理がなされているものの、確実な採用という行使の目的をもって履歴という事実を証する文書について、貴法人の職員が改ざんをしたことは、刑法第159条第2項の私文書変造罪にあたる蓋然性は高いものと思料されます。

本件に係る立件の可能性については、当然ながら当該告訴・告発を受ける所管官庁の有する権限となります。貴法人は公益を担う団体に位置付けられることは公然のことであり、必然的にそれを自覚した行動が求められるなか、貴法人自ら違反の可能性があると強く認識し得る限り、関係法令に則り、所管官庁へ委ねるといった対応が、当然ながらとられるべきものと思料するところです。

また、地方独立行政法人法第122条第1項において規定されている、「職員が法令に違反する行為をし、また法人の業務運営が著しく適性を欠き、かつ、それを放置することにより公益を害することが明白である場合は是正等の命令を設立団体はもとより総務大臣、都道府県知事からも受ける」といったことからしても、公益的な団体として所管官庁への告発を含めた厳正な対応、対処が必要といった判断は必至と捉えており、関係職員に係る貴法人による処分等も含めた厳正な対処を行うとともに、刑法上の必要な措置を行うよう命じます。

2 検証等に基づく具体的な是正策及び改善に向けた方針の整理・提示（各事案に係る金額的な数値等をもっての評価・判断内容の整理等を含む。）について

- ① 適正性、妥当性を欠く給与等に係る事案への対応として求めること
・適正性、妥当性を欠く給与等の支給について、対象職員の抽出、また対

象となる支給内容・額といったものを整理したなかで、具体的な是正策（自主返納額、是正後の給与基準など）を示すよう求めます。

- ・今後のは是正・改善策（関係規程の整備、給与の決定プロセス等の明確化及び人事評価制度の抜本的な見直しとその活用方法等についての方向性など）について、その対応時期・期限を明確にしたかたちで示すよう求めます。

② 委託業務に係る事案への対応として求めること

- ・必要性等について指摘等がなされている委託業務、また比較されている委託業務一つひとつについて、「業務内容」、「業務量」、「業務の対象範囲」や「業務形態」等についての差異、「労務単価」や「働き方改革による人工数」等の変遷の状況を整理したなかで、「他業者からの見積りや過去の委託実績、他の同規模の医療機関における委託費などに比しての価格の妥当性・非妥当性」を示すよう求めます。
- ・今後のは是正・改善策（委託先の変更、契約監視委員会の適切な運用などによる委託先の選定方法や委託内容の決定プロセス等の適正化、委託金額に応じた設立団体への事前・事後協議など）について、その対応時期・期限を明確にしたかたちで示すよう求めます。.

③ 購買契約、物品の調達に係る事案への対応として求めること

- ・告発文において指摘等がなされている事案ごとの整理はもとより、指摘や提示等がなされている物品一つひとつについて、「必要性」、「発注と納品との整合性（発注に対する納品の状況）、またその確認方法」、「他業者からの見積りや過去の購入実績、小売り業者が公表している価格などに比しての価格の妥当性・非妥当性」を示すよう求めます。
- ・今後のは是正・改善策（調達先の変更、契約監視委員会の適切な運用などによる調達先の選定方法や調達内容の決定プロセス等の適正化、購入金額に応じた設立団体への事前・事後協議など）について、その対応時期・期限を明確にしたかたちで示すよう求めます。

3 適正な業務運営に向けた組織体制の強化について

今回の告発文において指摘等がなされた事案の多くは、業務運営の基礎・基準となる各種規程の管理等が十分になされていなかったこと、またその運用においても適正性や妥当性を欠く部分が多分にあったことに起因するものであると捉えています。

こういった状況を是正し、改善を図っていくには、日常の業務を通じて個々のチェックができるような組織体制と人材が必要であると考えます。

そこで、貴法人においては、地方独立行政法人法の関係規定に基づく内部統制の制度化とその確実な運用に向け実施する取組の進捗状況や進行管理の状況などについて、設立団体への報告等に努めるよう求めます。

また、設立団体による法人外部からのガバナンスの強化の一環として、関係規程に則った事務が執行されているかのチェックに特化した職員の設立団体からの派遣等に係る協議を求めます。